

【シンガポール】登録意匠(国際登録)規則の一部改正について

2019年9月20日
ジェトロ・バンコク事務所

シンガポール法務省は、登録意匠(国際登録)規則(“Registered Designs (International Registration) Rules 2005”)を一部改正するための規則(“Registered Designs (International Registration) Amendment Rules 2019 – S619/2019”)を公布した。

本改正では、①シンガポールを指定国とする国際登録に際して、シンガポール知的財産庁(IPOS)の実務指針に従った分類を求めるための条文変更、②シンガポールを指定国とする国際登録の拒絶査定に対して、権利者が審査官に対して変更を求める部分を通知することを可能にするための条項追加、③シンガポールを指定国とする国際登録の拒絶査定に対応した変更の結果、登録が認められた国際登録の登録日を、審査官が変更に基づいた登録を認める通知を行った日に変更するための条文変更等が行われる。本改正規則は2019年9月13日から施行されている。

また、IPOSは、本改正に併せて、本改正内容を説明する通達(Circular No.2/2019)及び国際登録の分割に関する実務指針(Practice Direction No.2/2019)を発行した。

URL 等

本改正規則

<https://sso.agc.gov.sg/SL-Supp/S619-2019/Published/20190911?DocDate=20190911>

IPOS 通達・実務指針

[https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/design/circulars/2019/\(2019\)-circular-2--registered-designs-\(international-registration\)-rules-2019.pdf](https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/design/circulars/2019/(2019)-circular-2--registered-designs-(international-registration)-rules-2019.pdf)

<https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/design/practice-directions/2019/practice-direction-no-2-of-2019.pdf>

本内容は、日本貿易振興機構が2019年9月現在 TMI Associates (Singapore) LLP より入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。